

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



無期転換ルールで ワークブックを作成

厚生労働省は、「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成した。

無期転換ルールは、同一の使用（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるル

ールのこと。企業が円滑に無期転換ルールに対応できるように、演習を交えながら必要な取り組みについて解説している。

ワークブックでは、無期転換ルールへの対応手順を8つのステップに分けて解説。社内制度を検討する際に、付属のワークシートを用いることで、実際に演習することがきる。

<https://muki.rhlw.go.jp/business/policy/#workbook>

一時支援金の申請受付開始 飲食店と取引がある事業者

令和3年の緊急事態宣言の再発令に伴い、売上高が半減以下となった飲食店と取引が

ある中小事業者向けの一時支援金の申請受付が開始された。支給額は、法人が最大60万円、個人事業主が30万円。申請は5月31日まで。

対象は①緊急事態宣言の対象地域の飲食店と取引がある事業者、②2021年1月から3月のいずれかの月の売上高が2020年もしくは2019年と比べ50%以上減少した場合で、この両方を満たす事業者であれば、緊急事態宣言の対象地域でない事業者も対象。食材や器具・設備の卸業者のほか、農家や漁業者も含まれる。

申請するには、専用サイトに登録し、宣言地域の飲食店との取引実績を示す書類などを用意する必要がある。

詳細は経済産業省「一時支援事務局」
<https://ichijishienkin.go.jp/>

金融庁、コロナ融資の延長要請 返済期限迫る中小企業を支援

金融庁は、新型コロナウイルス感染症拡大で打撃を受けた中小企業向け融資に関し、元本の返済を猶予する据え置き期間の延長を金融機関に要請する方針だ。猶予期間が1年程度の契約が多く、間もなく返済期限を迎えるため、資金繰りが苦しい企業の倒産を抑制する狙い。

自民党金融調査会は、コロナ関連融資をめぐり「コロナ禍進行中の事業年度は少なくとも返済要求を一切行わない」とする提言をまとめ、猶予期間が2023年春まで続く可能性があるとの見通しを示した。

据え置き期間は最長5年だが、従来の金融慣行に基づいて1年程度に設定されている例が多いとみられる。



デジタルトランスフォー メーション(DX)

デジタルトランスフォーメーション(DX)は、ビジネス環境の変化に対応するためにIT(情報技術)システムやデータを活用してサービスやビジネスモデルを革新する取り組みを指す。

単なるITの活用にとどまらず、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービスの革新を図るとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を革新し、生産性を高めることを目的としている。

新型コロナウイルス禍では日本のDXの遅れが浮き彫りになった。政府は民間分野も含めてデジタル化への集中投資と環境整備を行い、今後1年間で社会全体のデジタル化に集中的に取り組む方針を打ち出している。



同一労働同一賃金 中小も4月から適用

—不合理な待遇差を禁止

同じ企業で働く正規労働者と非正規労働者の間の不合理な格差を禁じた「同一労働同一賃金」の法規制が本年4月1日より中小企業にも適用されます。「業務内容」や「責任度合」などの観点で、両者に不合理な待遇差がある場合は、処遇の改善が求められています。そこで今回は「同一労働同一賃金」で問題となりやすい賃金項目について取り上げます。

同一労働同一賃金は、正社員等の正規雇用労働者と、契約社員やパート等の非正規雇用労働者との間に存

基本給	基本給	①職業経験や能力、②業績・成果、③勤続年数の3要素について、評価が同じならば同水準の支給
手当	賞与	貢献が同じであれば、有期契約労働者・パート社員に対して、貢献に応じた支給。貢献に差がある場合には、相違に応じた支給
	精皆勤手当	業務内容が同一であれば、同一支給
	深夜・休日労働手当・時間外手当	同一の割増率で支給
	通勤手当・出張手当	同一の支給
福利厚生	食事手当	同一の支給
	食堂等施設の利用	原則的に、同一扱い
	慶弔休暇	原則的に、同一扱い

在する基本給や手当、福利厚生等をめぐる「不合理な待遇差の解消」が目的で、あらゆる格差を解消して完全な均等待遇を図ることを目指しているわけではなく、必ずしも同じ仕事をしている労働者が例外なく同じ賃金でなければならぬわけではありません。

したがって、両者に待遇差が存在する場合に、何をもち「不合理」と判断するか非常に重要となります。そして、その待遇差が不合理かどうかは、原則として賃金の項目ごとに、その賃金項目の趣旨や目的を踏まえて判断されます。

①賞与、退職金

労働者の「①能力・経歴」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて

支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする必要があります。

一方、正社員と非正社員の間で職務内容や人事異動の範囲に差があり、非正社員から正社員への登用制度が設けられるなど、格差が固定的とは言えないケースでは、賞与、退職金を正社員にのみ支給し、非正社員には支給しないことも適法と判断される場合があります。

②通勤手当

通勤手当は通勤に必要な費用を補てんするための手当であり、通勤に費用が必要なのは非正社員であっても変わりません。非正社員にのみ支給しなかったり、非正社員にのみ支給額に上限を設けることは、不合理な待遇差として違法になる可能性が高いといえます。

③精勤手当・皆勤手当

精勤手当や皆勤手当は皆勤を奨励するための手当であり、その必要性は通常、非正社員であっても変わりません。正社員にのみ支給し、非正社員にのみ支給しないケースでは、不合理な待遇差として違法になる可能性があります。

④住宅手当

正社員は転勤があり、非正社員には転勤がないというように、転勤の有無や範囲に差がある場合は正社員の住宅費の負担が大きいことを考慮して、正社員にのみ住宅手当を支給することも適法とされる場合があります。

一方、正社員と非正社員の間で転勤の有無や転勤の範囲に特に差がない場合に、非正社員にのみ住宅手当を支給しないことは違法とされる可能性があります。

⑤家族手当・扶養手当

家族を扶養するために生活費がかかることは非正社員も変わりません。そのため、契約社員について一定程度長期の雇用が見込まれる場合に、家族手当や扶養手当を支給とすることは違法となる可能性が高いです。また、会社は、パート等の非正規労働者から正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、その説明をしなければなりません。「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的な説明では認められません。正社員と待遇の違いがある場合は、職務内容の違いを客観的・具体的実態に照らして、必要に応じて見直しをすることが求められます。



消費税含む総額表示 4月1日から義務化

本年4月1日より商品やサービスの価格に消費税分を加えた「総額表示」が義務化されます。これまで税抜価格のみの表示も特例として認められてきましたが、4月1日以降は店頭での表示のほか、チラシやカタログ、広告、ホームページなど表示媒体を問わず、総額表示が義務化されます。そこで今回は消費税の総額表示について取り上げます。

総額表示義務は、消費者がモノやサービスを購入する際、一目で消費税額を含む価格がわかり、比較が容易にできるとして、消費税法に基づき04年4月から導入されています。一方で、税率を5%から8%、10%

総額表示 表示例 (税率10%が適用されるものとして記載しています。)

11,000円
11,000円(税込)
11,000円 (税抜価格10,000円)
11,000円 (うち消費税額等1,000円)
11,000円 (税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

へ2段階にわけて引き上げることになり、値札張り替えなどの事業者側の負担に配慮する観点から、13年に成立した消費税転嫁対策特別措置法に基づき、税抜価格のみの表示を認める特例が設けられていました。

この特別措置法の特例が本年3月31日に廃止されることで、4月1日からは本体価格に消費税分を加えた「総額表示」が義務づけられることになりました。ただし、税抜き価格と税込み価格の併記は認められます。

■総額表示の対象
基本的に消費税の総額表示は、不特定多数の消費者に向けた価格表示であればすべて対象となります。

- ・商品や陳列棚の値札
- ・チラシやポスターなど
- ・商品カタログ

- ・ホームページ(インターネットのウェブサイトの場合、決済画面だけでなく商品選択画面においても表示画面にて税込表示が必要)
- ・新聞、雑誌の広告など
- ・メニュー、看板

したがって、不特定多数の消費者に対しての価格表示であれば、それがどのような表示媒体によるかを問わず価格の消費税の総額表示が義務付けられます。

■総額表示の対象外

総額表示の目的は不特定多数の人々に「あらかじめ価格を表示する」とことなので、次のようなものは対象外となります。

- ・見積書
- ・請求書
- ・契約書
- ・事業間取引における商品カタログ

■具体的な表記例

- 商品価格が100000円の場合
110000円 / 110000円(税込)
- 110000円
(税抜価格100000円)
- 110000円
(うち消費税額等10000円)
- 110000円
(税抜価格100000円、消費税額等10000円)
- 消費税を含んだ価格「110000

円」が明瞭に表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。ただ、文字の大きさや文字間の余白などで総額表示が明瞭であることが求められています。

国税庁では、総額表示に関するよくある質問を紹介しています。それによると、「商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についてもすべて税込価格に変更する必要がありますか」との問いに対しては、「総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、消費税相当額を含む価格を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の税込価格が一目で分かるようになっていけば、総額表示義務との関係では問題ありません」と回答しています。また、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません」としています。



◆令和3年度税制改正大綱◆ 中小企業防災・減災投資促進税制 対象設備を見直した上で2年延長

令和3年度税制改正については、今号を手になされている頃には国会で成立間近、または成立直後のことでしょうか。

令和3年度税制改正大綱によると、全国各地で頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症が事業継続に与える影響を踏まえて、「中小企業防災・減災投資促進税制」の対象設備や計画の認定期限の見直しが行われた上で、その適用期限が2年延長されることになりました。

サーモグラフィなどが追加

今回の改正により、「感染症対策のためのサーモグラフィ」、「停電時の電力供給装置」、「架台」などが対象設備として新たに追加されました。

一方、これまで対象設備とされていた「火災報知器」、「スプリンクラー」、「消火設備」、「排煙設備」、「防火シャッター」、「補助金等の交付を受けて取得等をするもの」については対象設備から除外されましたので注意が必要です。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

- 対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置 (UPS) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※架台については、本税制の対象設備をかさ上げるために取得等をするもののみ対象となる。

4月の税務と労務

—税 務—

- ★ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- ★ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…4月30日（道府県及び市町村）
- ★ 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月12日
- ★ 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…4月30日
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★ 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…4月30日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- ★ 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ★ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

—労 務—

- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日

チャールズ・ダーウィンは進化論の中で、「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるわけでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できる者である」と語っています。つまり、自然淘汰とは、「強者生存」ではなく「適者生存」であるということなのです。▼今、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、あらゆる業界に従来の枠組みからの「変化」が求められています。コロナショックを機に、「いかに変わるか」が今後を生き抜いていくための必要な条

変化が求められる時

件と言ってよいかもしれません。▼緊急事態宣言の再発令により、飲食店で苦しい状況が続く一方、同じ飲食の括りでもデリバリーフードは拡大していますし、「巣ごもり消費」の影響で冷凍食品などの売り上げも伸びています。飲食業界に限らず、苦しい状況に追い込まれながらも、新たな取り組みを開始し、ローカルやニッチ市場へ進出する中小企業も増えています。環境の変化に敏感であり、柔軟性を持って自身も変化していくことが何より重要といえます。